

生活心得

この生活心得は、北見工業高等学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、より充実した学校生活が送られることを願い、そのための生活規準を示したものです。

1 学校生活の基本

- (1) 北見工業高校生として、また地域社会の一員としてのルールを守り、責任ある行動を心がけること。
- (2) 健康と安全に留意し、楽しく生き生きとした高校生活を送ること。
- (3) 生徒相互はもちろんのこと、先生方や来校者への礼儀を失せず、いつも思いやりの心を持つこと。
- (4) 学習活動や部活動には、自ら積極的に取り組むこと。
- (5) 学校には午前8時20分までに登校し、ホームルームに入室していること。
- (6) やむを得ず欠席や遅刻・早退をするときは、事前に保護者からホームルーム担任へ電話連絡をしてもらうこと。なお、早退をするときは事前にホームルーム担任に許可を得てから下校すること。
- (7) 校内の環境美化に努めるとともに、施設・設備を大切にすること。

2 交通機関

- (1) 登下校においては原則として列車またはバスの公的機関を利用すること。ただし、指定された期間においては自転車通学を認める。
- (2) 列車・バスの通学においては、一般の乗客に迷惑をかけぬよう乗車マナーを守ること。
- (3) 自転車通学においては、事前に自転車通学届を提出し、次の事項に留意すること。
 - ア 交通法規を守り、安全運転を心掛けること
 - イ 届を提出したときは、登録ステッカーの交付を受け、後輪泥よけの所定の位置に貼付すること。
 - ウ 通学期間は原則として4月上旬から11月下旬までの指定期間とすること。なお、状況によって期間を前後させることがある。

3 服装等

- (1) 登下校時及び校内では本校指定の制服を着用すること。また、制服には変形・細工をしないこと。
- (2) 制服には、男子は指定のボタンと左襟に指定の学年・科章を、女子は左襟に指定の学年・科章をつけること。
- (3) 夏季の指定された期間には、指定された略装をすることができる。
- (4) 見学旅行・宿泊研修、及び学校を代表する対外的活動時には制服を着用すること。ただし、部活動にともなう遠征時については顧問の指示に従うこと。
- (5) 装飾品などは身に付けないこと。
- (6) 髪型は高校生らしい清楚なものとし、特別な細工はしないこと
- (7) 登下校時における履物は通常の運動靴か革靴とし、校内での上靴や体育時の外靴は指定のものとすること。

4 その他

- (1) 未成年者の立ち入り禁止場所には立ち入らないこと
- (2) 外出は午後9時までには帰宅し、外泊はしないこと
- (3) アルバイトを希望するときは、事前にアルバイト届を提出するとともに、別に定めるアルバイト心得を守ること
- (4) 自動車運転免許の取得を希望するときは、事前に自動車運転免許取得届を提出すること。ただし、別に定める条件を満たし得ないときは認められない。
- (5) 下宿をするときは、すみやかに下宿届を提出すること。
- (6) 氏名・保護者等・保証人及び住所に変更が生じたときは、すみやかに所定の各様式により届を提出すること

附 則

この心得は、平成9年4月1日から施行する。
平成31年4月1日一部改定。

※ 今後、見直しを適宜行っていく予定。